明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○法人税法施行規則等の一部を改正する省令（財務六六）　一

省　令

○財務省令第六十六号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）を実施するため、法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月十七日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則等の一部を改正する省令

法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十二条第二項の改正規定及び同令第三十四条第二項の改正規定中「別表十八の三」を「別表十八の三」に改める。

第一条中法人税法施行規則第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項の改正規定を次のように改める。

第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項中「別表六㈡の二から」の下に「別表六㈣まで、別表六㈤から別表六㈦まで、別表六㈧、別表六㈩、別表六⑪、別表六⑫、別表六⑬から」を加え、「別表七㈢まで」を「別表七㈠付表五まで、別表七㈢、別表七㈣」に改め、「別表八㈠」の下に「、別表八㈠付表二」を加え、「から別表十㈣まで」を「、別表十㈣から別表十㈤付表まで」に改める。

第一条のうち、法人税法施行規則別表一の表の改正規定中「改め」を、

外国税額（別表六(二)「20」）

に改め　に改め、同表の記載要領第四号⑴の改正規定中「次に「」を「次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の３第５項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」と改め、「同ネ」の下に「「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の３第５項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）若しくは」を同ヨ、同号⑴を同号⑹とし、その前に次のように加える改正規定中同号⑵を次のように改める。

外国税額（別表六(二)「24」）

を

外国税額（別表六(二)「24」）

に改め、同表の記載要領第四号⑴の改正規定中「次に「」を「次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の３第５項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」と改め、「同ネ」の下に「「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の３第５項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）若しくは」を同ヨ、同号⑴を同号⑹とし、その前に次のように加える改正規定中同号⑵を次のように改める。

⑵　別表六(八)付表「31」若しくは「36」、別表六(九)付表「30」若しくは「35」又は別表六(十二)付表「19」若しくは「24」の各欄に金額の記載がある場合　その記載された金額の合計額

第１条のうち、法人税法施行規則別表１の⑴の記載要領第１号の改正規定中「」第３条」を「。第４号⑴において「令和２年改正法」という。）第３条」と「この号及び第４号⑴」を「この記載要領」に改め、同第四号⑴の改正規定中「同第四号⑴中」の下に「「法第４条の５第１項」を「令和２年旧法第４条の５第１項」と「法第４条の２」を「令和２年旧法第４条の２」と改め」を同ネ「同ネの」を「、租税特別措置法」を「、所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の４第５項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」と改め、「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の４第５項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法」と改め、同第五号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」と改め、同第六号及び第七号中「、法」を「、令和２年旧法」と改め、同第八号中「、法」を「、令和２年旧法」と「準用する法」を「準用する令和２年旧法」と改め、同第九号⑴中「(法」を「(令和２年旧法」と「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」と改め、同号⑵中「租税特別措置法」及び「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。

○　○　△